

# いじめのない 笑顔あふれる村に



一人で悩まないで、  
君は一人じゃない。

まずは学校に相談を！

# 家庭・地域と一緒にした取り組み

いじめ問題克服に向けて、村、教育委員会、家庭、地域が連携して子どもたちを見守り、支えていきましょう。

## 家庭で大切にしたいこと

家庭では、他人の痛みを自分のこととして受け止める心や、社会生活のルール、マナーを守ることを伝えていくことが大切です。

- 会話を大切にして、子どもが安心して自分の思いを話せる雰囲気を作りましょう。
- 挨拶などの、基本的な生活習慣を大切にしましょう。
- 役割を任せたり、約束を作ったりして、生活のリズムを整えましょう。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームなどを買い与えるときは、使い方を確認しましょう。
- 子どもの変化に慌てることなく、学校や地域と連携しましょう。

## いじめの早期発見に向けて

お子さんに、以下の項目に当てはまる様子が見られた場合は、すぐに学校や相談機関に相談してください。学校では速やかにいじめの状況を確認し、組織的かつ迅速に対応します。

### 1 表情・態度・服装

- 笑顔がなく沈んでいる
- 視線をそらし、合わそうとしない
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない
- 身体に原因不明の傷などがある
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている

- ぼんやりしていることが多い
- わざとらしくはしゃいでいる
- 感情の起伏が激しい
- ケガの原因をあいまいにする
- 服に靴の跡が残っている

### 2 持ち物・金銭

- 鞄や筆箱等が隠される
- 机や椅子に、傷や落書きがある
- 靴や上履きが隠されたりする

- ノートや教科書に落書きがある
- 作品や掲示物にいたずらされる
- 必要以上のお金を持っている

### 3 言葉・行動

- 登校を渋り、忘れ物が急に多くなる
- 周囲の様子を気にし、おずおずしている
- 家から金品を持ち出す
- 外出したがらなくなり部屋にこもる
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりする

# いじめ問題克服に向けて

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、いじめ問題の対応は、学校教育のみならず子どもを取り巻く大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、社会総がかりで一丸となって組織的に対応する必要があります。

## いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」を言います。したがって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

## いじめ防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめは絶対に許さない

いじめはどんな理由があっても決して許されることではありません。いじめを見過ごしたり放置したりすることなく、いじめを許容しないことが肝要です。

### 2 いじめの未然防止

児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育成し、心の通う人間関係を構築する力を養成することが重要です。

### 3 いじめの早期発見

ささいなケースを黙認したり看過したりすることなく、児童生徒が発するサインを見逃さず、積極的にいじめの認知に努め、組織的にきめ細かく対応していじめの芽を摘むことが大切です。

### 4 いじめの早期対応

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要です。

### 5 学校、家庭、地域、関係機関の連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要であり、平素から児童生徒が地域行事等に積極的に参加をする体制づくりのなかで、地域の人から見守られているという意識を持たせることが大切です。

# いじめに関する相談窓口は！

まずは、学校に相談してください。速やかにいじめの状況を確認し、組織的かつ迅速に対応します。

学校に何らかの理由で相談がしにくい場合やより専門的な立場からアドバイスを受けたい場合は、各種相談機関に連絡して下さい。



## (産山村)

相談機関名	電話番号
産山学園	<b>0967-25-2012</b>
産山村教育委員会	<b>0967-25-2214</b>

## (他の相談機関)

相談機関名	電話番号
阿蘇教育事務所（教育相談）	<b>0967-22-5544</b>
熊本地方法務局	<b>096-364-2145</b>
子どもの人権110番	<b>0120-007-110</b>
熊本県立教育センター教育相談	<b>0968-44-6655</b>
熊本県子どもいじめ相談電話	<b>0570-078310</b>
すこやかダイヤル	<b>0968-44-7455</b>